

生垣設置奨励補助金交付の申請手続きについて

●生垣設置前に申請して下さい

市職員が設置前の状況を確認しますので、ブロック塀等の撤去も含めて、工事の着工は必ず申請書を提出し、補助金交付決定通知書が届いてから行ってください。また自主工事を行う方は補助金交付決定通知書が届いてから材料等の購入を行ってください。生垣設置後の申請はできません。

●生垣の種類等について

設置される生垣については、資料にある補助金交付の条件を確認し、設置業者との相談の上、樹種・形状等を決めて下さい。なお、水戸市による樹木の指定はありませんが、特殊な木を使用される場合（ツルバラ、フジ、アジサイ、ハギ等）は予めご相談下さい。

生垣の設置後に道路等に枝葉がはみ出さないよう、ご自身の敷地と道路との境界から 50cm 程度の余裕を見込んで植栽するとともに、適宜剪定する等、ご自身で適正な管理をお願いします。

●補助金額について

補助金額は基本的に経費の 2 分の 1 になります。ただし、限度額があります。

（生垣設置部分に関して）

- ・ 全体の上限額 : 15 万円
- ・ 1 m あたりの上限額 : 5 千円

（ブロック塀等撤去に関して）

- ・ 全体の上限額 : 9 万円
- ・ 1 m あたりの上限額 : 3 千円

注 1）千円未満は切捨てとなります。

注 2）生垣設置に要する経費は、苗木代、竹等の支柱代、植え込み等の人件費、土代などあくまで生垣に直接関係する部分のみです。土留めのためのコンクリートや石垣等は含まれません。

●提出される書類について

全ての書類について同じ印鑑をご使用下さい。その他書類に関しては裏面「補助金申請にあたって提出していただく書類」を参照して下さい。

ご不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

■問い合わせ先

水戸市 都市計画部 公園緑地課 緑化係

電話 029-232-9214

FAX 029-224-1116

補助金申請にあたって提出していただく書類

1. 申請時（5種類）

- (1) 生垣設置奨励補助金交付申請書（市役所で配布する書類）

：生垣設置の概要を見るためのものです。

※工事金額は下記の点に注意してご記入下さい。

①消費税額込の金額をご記入下さい。

②他の工事と同時に業者に依頼する場合でも、必ず

生垣設置に関する部分のみ（ブロック塀等撤去・生垣植栽工・材料費）の金額
をご記入下さい。

- (2) 生垣設置計画図（A4サイズ・書式自由）

：設置検査の際に元になるものですので、生垣設置部分の長さは正確にお願い致します。

- (3) 工事金額見積書（業者より取得していただく書類）

※自主工事の場合も、材料購入業者から見積を取得し提出してください。

- (4) 御自宅の位置図（住宅詳細図等よりコピーしていただく書類）

- (5) 相手方登録申請書（市役所で配布する書類）

：補助金を振り込む申請者の口座を登録するためのものです。

2. 工事完了時（3種類）

- (1) 生垣設置完了報告書（市役所で配布する書類）

：生垣設置奨励補助金額の欄は、生垣設置奨励補助金交付決定通知書の金額をご記入下さい。

- (2) 工事金額内訳書（業者より取得していただく書類）

※工事金額の実績が見積書と異なる場合は、提出時にその旨をご報告下さい。

また、見積書と同じ場合でも、必ず業者より工事金額内訳書を取得して下さい。

自主工事の場合も、材料購入業者から内訳を取得し提出してください。

- (3) 領収書の写し（業者より取得していただく書類）

3. 生垣設置奨励補助金額確定通知書がお手元に届いた後（1種類）

- (1) 請求書（市役所で配布する書類）

：生垣設置奨励補助金額確定通知書に記載されている補助金額をご記入下さい。

●ご面倒ですが、補助金交付の適正な処理のため、よろしくお願い致します。